

第2部家族の社会福祉 第11章 トルコの児童福祉 - 制度の展開と理念の変化 -

| | |
|----------|--|
| 著者 | 村上 薫 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 研究双書 |
| シリーズ番号 | 548 |
| 雑誌名 | 新興工業国の社会福祉 : 最低生活保障と家族福祉 |
| ページ | 389-416 |
| 発行年 | 2005 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00011949 |

第11章

トルコの児童福祉

——制度の展開と理念の変化——

村上 薫

はじめに

1. 関心の所在

本稿は、トルコの児童福祉について、制度を裏づける理念の検討を通じて、その発展を支えてきた要因を考察することを目的としている。児童福祉は、トルコの社会福祉のなかで早くから整備が始まり、最も制度の発達をみた分野である。トルコでは社会保険を柱とする社会保障制度が築かれ、社会福祉は残余的な性格を与えられて脆弱であることが指摘されている（村上 [2002]）¹⁾。そのようなトルコの社会福祉のなかであって、建国期から今日に至るまで児童福祉が常に中核的な位置を占めてきた理由のひとつは、児童人口比率の高さ——出生率が2003年に2.2%（Hacettepe University Institute of Population Studies [2004]）まで下がった現在においてなお、人口の4割近くが18歳以下（2000年に38.4%）——に求めることができるだろう。

本稿では、児童福祉制度の形成要因として、とくに児童福祉の理念と子供観の変化に注目するが、その理由は次のようなものである。制度が形成される背景には子供をめぐる現実の問題が横たわっていることは疑いない。し

かし、子供をめぐる特定の状況が人々の関心を集め社会問題として扱われるに至る過程には、その状況を問題であるとみなす解釈が介在しており、今日我々が児童福祉の介入を必要と判断する状況が、別の社会や時代でも共通して問題視されるとは限らない。したがって制度の形成要因を考察するにあたっては、子供を取り巻く何が、どのような背景のもとで誰によって問題化されているのか、を探る社会構成主義的な視点が重要となる。

我々に身近な例として、日本社会における児童虐待の例をあげよう。日本では1990年代にはいって児童相談所に持ち込まれる児童虐待の相談件数が急増したが、これは実態の変化よりむしろ児童虐待が社会問題として認識されたことによっていた。子殺しや子供の折檻、遺棄に及ぶ親や、子供の世話をしない親はいつの時代にも存在してきたし、そうした親がいることについての認識もあったはずである。しかし、それはあくまでも個々の出来事や事件としてであって、児童虐待という言葉で括られ、一般の人たちにまで広く認識され論じられるということではなかった。これらの行為が、マスメディアの報道姿勢や専門家の発言に媒介されることによって、現代社会のゆがみを映し出す新しい現象として光を当てられ、「発見」されたと考えられるのである（上野・野村 [2003]）。

児童福祉の場合、問題の被構築性との関連で重要となるのは、子供、とりわけ低年齢児は自らを語る言葉をいまだ獲得しつつある存在であるため、「子供の福利」という考え方は当事者性を欠いているという点である（小玉 [1996]）。子供を取り巻く何を問題視するのか、そこにはそれを語る大人の関心が反映される。その場合、児童福祉制度は、現実には子供が直面する問題への具体的な対処であると同時に、人々が子供という存在に何らかの理想を仮託する、その表れともみなされよう。

子供にかかわる問題はしばしば聖域化され、その構築性を問にくい状況が存在するが、しかしそのなかにあって、ソーシャルワークの対象の構築性を検討する社会学や社会史研究が蓄積されてきた⁽²⁾。また、ソーシャルワークの内部でも、ポストモダニズムの影響をうけて、アメリカを中心に1990年

代になって構築主義の考え方が導入され、エンパワメント概念やセルフナラティブの技法が注目されはじめている（野口 [1995]）。

最後に、より一般的な議論として、最近の政治学では、公共政策の形成過程において理念が独立した形成要因として重要となりうることを論証する White [2002] のような研究が登場していることも、付け加えておこう。

以上のような理由から、本稿では児童福祉の形成要因として、子供が直面する現実よりも、現実に対する人々の認識にもとづいて構築される児童福祉の理念と子供観に注目することにしたい。

管見では、本稿でも紹介するリバルの一連の研究（Libal [2000] [2003]）を例外として、トルコの児童福祉制度の形成に社会構成主義的な観点から迫る研究はまだなされていない。また、子供観の変化についても、オスマン帝国末期の近代家族的心性の萌芽を指摘した Duben and Behar [1991] や里子慣習をとりあげた Özbay [1999] など優れた研究が登場しているものの、蓄積は少ない。本稿では、共和国を通じた制度の発展と理念的背景の俯瞰を試みるが、先行研究に限られ、また資料的な制約もあって、雑駁な議論にとどまらざるをえなかった。今後さらに研究を進めるための予備的な作業としたい。

以下では社会福祉制度の展開を概観した後、第1節で建国期から現在に至る児童福祉制度の展開を、福祉の供給主体と対象に注目しながら概観する。第2節では、児童福祉制度に内在する理念と子供観を検討するとともに、それらが形成された背景にも言及したい。

2. トルコの社会福祉制度

(1) 社会福祉の歴史的源流

欧米では、社会福祉は民間の慈善活動として始まり、やがて国家の福祉供給の責任が明確化されるに従って、行政が民間の活動を指導統制し、さらには行政が主たる福祉の供給主体となった。だが1970年代以降、福祉国家が縮

少し規制緩和が進められるなかで、国家の直営事業の民営化が進められ、また市民社会組織の役割が拡大してきた。トルコの社会福祉も、以下で概観するように、ほぼ同様の経緯をたどった。

トルコ共和国の前身にあたるオスマン帝国では、困窮者の救済は、宗教財団であるワクフ (vakıf) などの宗教的慈善活動として行われていた。しかし、帝国末期の19世紀後半から戦乱が相次ぎ、難民や戦争孤児、寡婦が大量に発生すると、これらの人々を保護するため、欧米の赤十字に相当する「赤い三日月」が設立されたほか、政府のイニシアチブで欧米に範をとった救貧院や孤児院が、また後述する児童保護協会 (Çocuk Esirgeme Kurumu) が政治家や篤志家の手で設立された³⁾。第一次世界大戦後、オスマン帝国の解体と祖国解放戦争を経て1923年に共和国が建国されると、世俗化政策の一環としてワクフは没収され国の管理下に置かれ世俗化されたが、救済事業は引き続き継続した (なお、これ以降、財団として設立される組織はすべてワクフと呼ばれることとなった。本稿でもワクフの語は、共和国期に設立された新ワクフを含めて用いている)。

このように、共和国初期の社会福祉は、(1)オスマン帝国時代のワクフの流れをくむイスラム系ワクフ、帝国末期に設立された(2)「赤い三日月」や児童保護協会などの民間団体、および(3)救貧院や孤児院などの公的機関を主な担い手としていた。このほかに、(4)モスクなどを拠点とする草の根レベルの宗教的慈善活動も重要であったと思われるが、その詳しい実態は明らかにされていない (Libal [2003: 261])。

(2) 行政の関与の増大

こうした構図は、やがて第二次大戦後、先進国の福祉国家思想の影響を受けることで、徐々に変化する。1961年の新憲法は「社会国家 (sosyal devlet)」の原則を打ち出し、社会開発の促進と国民の社会権の保障を国家の責務としたが (村上 [2002])、その前後から公的な福祉制度の整備が始まった。後述する1949年の要保護児童法を皮切りとして、近代的な社会福祉の専門職で

あるソーシャルワーカーの養成機関の開設⁴⁾、官民の社会福祉の調整機関として社会サービス局 (Sosyal Hizmetler Genel Müdürlüğü) の設置 (1963年)、困窮高齢者と心身障害者のための公的扶助制度の導入 (1976年) などが続いた (Alper [1991])。

トルコでは1970年代後半の政治社会不安を経て、1980年に軍事介入が起こり、戒厳令がしかれて1983年に民政移管されるまで軍政がしかれた。3年間の軍政期とそれに続くオザル首相の中道右派政権期には、経済の自由化と規制緩和が促進される一方、中央集権化が進められ、また市民の政治社会活動に対する規制が強化された。そのような状況において、社会福祉の分野でも、2828号法が制定されて体制の刷新がはかられた。

まず、総理府に社会サービス児童保護機構局 (Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu Genel Müdürlüğü、以下 SHÇEK と略す) が設置され、児童保護協会は閉鎖され同局にその機能を吸収された⁵⁾。そして、それまで縦割り行政で複数の省庁がばらばらに実施してきた制度がすべて SHÇEK のもとに統合され、社会福祉の計画、調整、実施および民間団体の指導管理まで中央集権的に実施されることになった。また社会福祉関係のワクフや社団の許認可と指導・管理、指導に従わない場合の閉鎖命令の権限も SHÇEK に一括して付与された (Akyüz [1991: 947])。

経済自由化の負の影響への対応も課題とされた。フォーマル部門の雇用が縮小し、社会保険制度から漏れる貧困層が拡大すると、これらの人々を対象として、初めて全国民を対象とする普遍的な公的扶助が制度化されたほか (1986年)⁶⁾、社会保険未加入者を対象とする医療費公費負担制度 (1992年) が導入された。

最近の動向としては、1997年に2828号法が改正されて、後述する青少年センター (Çocuk ve Gençlik Merkezi) のほか、女性シェルター (Kadın Konukevi) や家族相談センター (Aile Danışma Merkezi) などの設置が盛り込まれ、従来の事後的な保護に加えて、教育や啓発活動を通じた予防的措置やカウンセリング、社会復帰のためのリハビリテーションといった措置が講じられるように

なった。また2000年には、前年のマルマラ地震で被災者救援のための制度の欠落が露呈したことを受けて、自然災害の被災者が2828号法の対象に加えられた。なお、2004年に地方分権化を盛り込んだ行政改革法案が議会を通過した。これによって社会福祉の領域でも今後、SHÇEKの権限と機能が中央から県に委譲される予定である。

(3) 市民社会組織の活躍

最後に、1990年代以降の特筆すべき新しい動きに、市民社会組織の活躍がある。1995年にEU加盟をにらんで実施された憲法改正により市民社会組織に対する規制が緩和されると、社団やワクフの設立が相次いだ⁽⁷⁾。とりわけ、1999年に起きたマルマラ地震の被災者支援には、多くの市民社会組織が参加したほか、被災者支援を目的として新規に設立される例が多くみられた⁽⁸⁾。

こうした市民社会組織の活躍は、財政難の政府にとっても歓迎すべきものとなっている。例えば、第8次五カ年開発計画策定のための社会サービス・社会扶助についての特別委員会の報告書は、市民社会組織の自主的な活動は民主主義の重要な要素であるとしたうえで、とくに社団とワクフが児童福祉や高齢者福祉、障害者支援、社会扶助などの分野で果たしうる役割の重要性に言及している（DPT [2001a: 36-37]）。

第1節 児童福祉制度の展開

前節で概観したように、トルコの社会福祉は、建国期には民間の活動を中心とし、第二次世界大戦後、福祉国家思想の影響を受けて社会福祉における公的責任が明確化されると、行政の直営事業化が進んだ。しかし、1990年代以降、規制緩和と民主化、そして政府の財政難を背景として、市民社会組織の活躍の場が広がりつつある。こうした福祉の供給主体の変化は、児童福祉の分野に限って見た場合も共通する。

1. 児童保護協会による戦争孤児・困窮児童の保護——1920～1930年代

バルカン戦争、第一次世界大戦、列強による占領、そして祖国解放戦争と相次いだ戦乱により、帝国末期のトルコではアナトリア全土で孤児や寡婦、困窮者が発生し、またイスタンブルには旧オスマン帝国領から大量の難民が流れこんだ。前節で述べたように、これらの人々を救済するため、様々な機関が設立され、また在来の宗教的慈善の枠組みでも救援活動が行われたが、そのなかで孤児など子供の保護を目的として結成されたのが児童保護協会である。児童保護協会は、政治家や医師、弁護士、篤志家ら民間人によって1917年にイスタンブルで結成された。児童保護協会は、制度的には民間団体であったが、イノニュ初代首相をはじめ一党独裁体制をしき共和人民党の有力政治家たちが運営に参加したため、実質的には政府の意向に添って活動することを求められ (Libal [2000: 62])、以後、児童保護の分野でトルコを代表する組織として、近代的な児童福祉の礎石を築くことになる。

協会では、戦争のために親と離死別した子供を施設で保護し、必要に応じて教育や病気の治療なども行うとともに、年長の子供は一般家庭に里子に出す (エヴラットルックなど。これについては後述する)、あるいは職人のもとに徒弟として預けるなどした。1930年代以降、戦争孤児の問題は終息するが、世界大恐慌がトルコ経済にも波及したことにより、都市部を中心として、乳幼児死亡率の高さをはじめとして、子供の栄養失調や疾病、孤児、物乞い、捨て子やホームレス化、工場の低劣な労働条件などが、「児童問題 (çocuk meselesi)」として、政治家や、医師や弁護士など近代化改革とともに台頭した近代的専門職エリートたちのあいだで議論されるようになる (Libal [2000: 59] [2003: 256])。ここにおいて、児童保護協会は、その活動を戦争孤児の緊急保護から児童一般の福利の向上へと移し、活動内容も、従来の孤児の保護に加えて小児科病院の開設、小学校への給食・ミルク配給、子供の遊び場づくり、さらには女性を対象とした妊婦検診や、栄養学や保健衛生など近代的

な育児に必要とされる知識の普及をめざす啓発活動（雑誌・パンフレットの発行、講演会の開催）などに拡大した。また活動拠点も全国に広がり、1937年には支部は585を数え、2万人もの会員を擁するまでになった（Libal [2000: 73]）。当時、「赤い三日月」や共和人民党、慈善活動を目的とする女性団体なども困窮児童の救済を行ったが、児童福祉協会の活動は突出していた。

しかし、戦災孤児の緊急保護とは異なり、大恐慌以降の子供の貧困問題の解決は、一介の民間団体である協会には手に余る問題であった。協会は、その財源を民間からの寄付と国庫からの財政支出にあおぎ、また有力政治家とつながることで、政府から資金面で様々な便宜を受けたものの、慢性的な資金難に苦しんでいた。これは活動の多様化により一層深刻化し、活動の足枷となった。1930年代以降、協会は、子供のために活動する最も重要な「国家的」組織（national organization）（Libal [2000: 76]）として広く認められる一方、伝統的な宗教的慈善の復興を主張する立場からも、またその対極にあつて国家が全面的に福祉サービスを供給すべきと主張する社会主義的な立場および超国家主義的な立場からも、その官民どちらつかずの中途半端な立場を厳しく批判されるようになる。こうした事態に対して、協会の内部からも、協会を行政機構に吸収し、国が全面的に困窮児童の保護に取り組むよう望む声が上がらなくなった（Libal [2003: 266-267]）。

2. 要保護児童法の制定と行政の責任の明確化——1940～1980年代

(1) 要保護児童法の制定

行政が本格的に子供の保護に乗り出すのは、第二次世界大戦後である。その契機となったのは、戦後の先進国の福祉国家思想の影響とともに、児童保護協会の実態調査と提言であった。

トルコは第二次世界大戦に参戦はしなかったものの、臨戦態勢をとり、経済統制を行った。戦時経済下のイスタンブルでは、身寄りのない子供が路上で物乞いや新聞売り、荷運びをするなどして日銭を稼ぎ、そのなかには路上

生活を送るものもいることが社会問題化した。これに危機感を募らせた児童保護協会は、イスタンブール県庁や県警とも連携して大規模な実態調査を行い、感化院や養護施設などの増設とともに、これらの子供を保護するための法律の制定を政府に提言した。この提言にもとづいて1946年に法案準備のための委員会が議会に設置され、1949年に5387号要保護児童法（Korunmaya Muhtaç Çocuklar Hakkındaki Kanunu）が制定される運びとなった（Sarıkaya ve Çavuşoğlu [n.d.]）。すでに1926年に民法により未成年者（18歳未満）の保護が定められ、また自治体法により孤児の保護は市と村で行うとされたほか（Gökçe [1971: 70]）、1930年には公衆衛生法により児童労働に制限が加えられていたが、この法律は児童保護をうたった最初の法律となった。

5387号法はその後、保護の方法や財政的措置が具体性を欠くという理由で改正され、1957年に6972号要保護児童法（Korunmaya Muhtaç Çocuklar Kanunu）が制定された。この6972号法により、児童福祉における行政の責任が制度上も予算上も明確化された。また、保護の対象は「要保護児童（korunmaya muhtaç çocuk）」と定められ、「身体、精神、道徳の発達、あるいは身体の安全が危険にさらされており、a片親もしくは両親と死別、b片親あるいは両親が不明、c片親あるいは両親から遺棄された、d母親あるいは父親から育児を放棄され、売春、物乞い、アルコール・麻薬などの悪習に対して無防備で、監督されていない児童」に限定された。これらの児童の保護は、地方自治体の直営事業で行うとされて、県（地方自治体）と中央政府の出先機関が各県ごとに共同で設置する監督機関（koruma birlikleri）が独自に施設を設置するとされた。これに加えて、保健衛生社会扶助省のもとに0～6歳の乳幼児の保護のための低年齢児童養護施設（çocuk bakım yurtları）が、また教育省のもとに7～18歳の児童の保護・教育のための高年齢児童養護施設（yetiştirme yurtları）の設置が定められた。

実際には、地方自治体の直営事業はほとんど実現せず、保健衛生社会扶助省と教育省の養護施設が、児童保護の中心的役割を担った。高年齢児童養護施設は、1950年代から設置がはじまり、1970年までに88施設が設置され

た。その内訳は、女子専用と男女共用が各8施設、残りは男子専用である (Gökçe [1971: 304-306])。一方、低年齢児童はもっぱら児童保護協会の施設で保護されていたが、1960年代前半から公立施設がつけられるようになり、1970年までに児童保護協会の施設の転用も含めて17施設となった (Gökçe [1971: 303])。

6972号法はまた、教育省に障害児の教育・保護施設、法務省に感化院と少年刑務所の設置を要請した (Gökçe [1971: 76])。

(2) 里子制度の整備と運用

戦後の、子供の保護における行政の責任の明確化を示す今ひとつの重要な制度に、里子制度がある。里子については、それまで民法が児童保護の手段として言及したが、運用されることはなかった。しかし1949年の要保護児童法の制定後、初めて試験的に実施され、1957年の要保護児童法にもとづいて手続きや条件が定められ、試行期間を経て1960年代から本格的な運用が開始された (Uluç [1997])。

トルコでは伝統的に、身寄りのない子供や貧しい家庭の子供を引き取る里子慣習が存在した。裕福な家庭が女兒を引き取り、家事を手伝わせるエヴラットルック (evlatlık) やベスレメ (besleme)、地主などが羊飼いとして男児を引き取るスルトマッチ (sırtmaç) などがこれにあたる。里親は里子の衣食住を保障し、成人した後は結婚の世話をするが、これは里子の労働力提供に対する見返りであると同時に、宗教的な徳 (sevap) であるという考えに支えられていた (Uluç [1997], Özbay [1999])。

こうした慣習が存在する当時のトルコ社会において公的な里子制度が導入されたことは、次節で詳しく述べるように家庭的な環境で保護されるべき存在という子供観を制度化するとともに、子供に無条件に保護される権利を認めて、これを国家が責任を持って保障すると定め、子供の保護の見返りに労働力の提供を要求する民間の慣習に介入するという意義を持った。

3. 「子供の権利条約」批准と市民社会組織の活躍——1990年代～

1980年の軍事介入後、中央集権化と市民の政治社会活動の規制強化が進められるなかで、SHÇEK法が制定された。これによって児童福祉の領域でも、計画、実施および民間機関の指導管理までをSHÇEKが一括して行うこととされ、その限界が指摘されて久しい児童保護協会は、ついに閉鎖された。SHÇEK体制下の児童福祉は、行政による管理監督が強化される一方で、ネオリベラル主義的な経済政策のもとで、家族や市民社会組織の資源の活用が目指された点に特徴がある。とりわけ、前節で述べたように1990年代になって民主化が進むと、これは市民社会組織の活躍の場を広げ、官民の共同事業も行われるようになっていく。

また、1994年に国連の子供の権利条約（1989年採択）が批准されると、後述するように児童福祉に新たな理念が吹き込まれるとともに、政府に条約の精神に照らした制度改正が義務づけられた。EU加盟の交渉条件として人権問題への取り組みが求められたことが、比較的速やかな批准につながったと思われる。これまでに実現した制度改革の特徴をひとことでいうなら、事後的な施設保護中心のあり方からの脱却とまとめられる。以下では、1990年代以降現在までの主な変化を簡潔に紹介しよう。現行の児童福祉制度の概要については、表1を参照されたい。

(1) 施設保護の改革

トルコの児童保護政策は、里子制度が導入されたものの、これが結局定着しなかったこともあり、大施設による施設保護をながらく中心としてきた。欧米では児童をより家庭的な環境で養育するため、里子制度の推進とともに、大施設から小施設やグループホームへの移行が早くから進められた。トルコでもようやく1990年代に入って同様の動きが起これり、これは子供の権利条約の批准により加速した。小施設は、居間や台所などを備えた一般住宅と同様

表1 現行の児童福祉

| 制度 | 概要 |
|------------|--|
| 施設保護 | 低年齢児童養護施設（0-12歳）・高年齢児童養護施設（13-18歳。ただし進学などの理由があれば25歳まで、障害児は年齢制限なし）。入所者数は低年齢児童養護施設9690人（男5303人・女3793人）、高年齢児童養護施設9600人（男6501人・女3099人）（2004年）。 |
| 里親委託 | 2004年現在の里子数は合計575人。 |
| 養子縁組 | 2004年一年間に212人を斡旋。 |
| 家庭支援 | 在宅の要保護児童・障害者・高齢者に、現物・現金を支給。 |
| 虐待・ネグレクト | 電話相談：市民社会組織が1998年に開設した「児童相談センター」が翌年 SHÇEK 所管に移される。2000年に「183番女性児童相談サービス」を開設、相談件数は年2692件（2003年）。青少年センターで非虐待児を保護。 |
| 犯罪者の子の保護 | 刑務所で服役中の母親と暮らす児童（0-12歳）を児童養護施設で保護。 |
| ホームステイ | 0-6歳の施設入所児童を、一般家庭で一時的に預かる。 |
| 就職斡旋 | 施設入所児童で満18歳となり、進学しない者は、公的機関への就労が保証される（1988年3418号法）。 |
| 障害児 | SHÇEK：（成人と兼用を含む）身体・知的障害者リハビリテーション・センター68、民間：身体障害児リハビリテーション・センター9（2005年）。 |
| ストリートチルドレン | 青少年センター39（2004年）。イスタンブール市やアンカラ市などの自治体も独自にセンターを設置。 |
| 託児施設 | SHÇEKは民間の託児施設の許認可権もち監督。SHÇEK所管8（入所者数502人）・民間1215（同2万3408人）（2004年）。 |
| 発達支援 | アナトリア東部（国内後進地域）で、経済的理由などにより就学が難しい未就学の5-8歳児を対象に、夏休みに小学校の教室を利用して就学に向けた支援を実施。1999年に約3000人の実績。 |
| 犯罪少年 | 感化院3、少年刑務所2。釈放後の保護支援活動はないが、法務省が市民社会組織と協力してパイロット・プロジェクトを実施（2004年）。 |

（出所） 制度の分類とサービス内容・実績は、DPT [2001a]。2003年および2004年現在の実績はDPT [2004]。2005年のデータはSHÇEKホームページ。

の構造を持つ棟を施設内に複数つくるもので、従来の大規模施設と区別して「子供村（çocuk köyü）」と呼ばれる。また、SHÇEK関係者によれば、市内のアパートの一室を借り上げ、ソーシャルワーカーと児童が共同生活を行うグループホームも現在計画中である⁽⁹⁾。

(2) 脱施設保護の動き

① 家族支援

施設の改革とともに、家族支援を通じて施設入所児童そのものを減らす取り組みもなされている。後述するように、施設入所の多くが経済的困窮を理由としている。1987年に導入された SHÇEK の現金・現物支給制度は、困窮児童・障害者・高齢者などを対象として、彼らが家族のもとで生活できるよう世帯全体の生活維持を支援するというものである。支給対象者は、児童の両親だけでなく、家計責任を負う場合の児童本人や児童を世話する親族も含んでいる (Akyüz [1991])。実績の一例として、1999年の受給者1万1308人のうち、1520人が児童保護施設で生活する児童であるのに対して、563人が施設入所待機児童、2225人が施設への入所希望を取り下げた児童であった (DPT [2001a: 59])。この数字は、すでに施設で保護されている児童だけでなく、児童の生活の場を確保することで施設への入所自体を不要にしていこうという発想を反映している。

② 青少年センターの開設

1997年の SHÇEK 法改正により、両親の不和やネグレクト、シンナーやアルコール中毒、貧困、遺棄などの理由により路上で過ごす、あるいは路上で働く子供のリハビリテーションと社会復帰を目的として、青少年センター (Çocuk ve Gençlik Merkezleri) の設置が定められた。センターでは、24時間体制で児童の保護にあたり、路上生活者への宿泊施設の提供、未就学児やドロップアウトした児童に対する就学・復学手続きの支援、全寮制の小中学校への就学斡旋 (学費は教育省が負担)、職業教育、学童保育などを行うほか、児童の家族を対象とするカウンセリングや子の就学・復学を条件とする現金支給を行っている (DPT [2001b: 46-47])⁹⁰⁾。また、虐待を受けている児童に対しては、必要に応じて家族から一時的に隔離し保護するほか、家族に対するカウンセリングを実施している (Kurtay et al. [2004])。

(3) 市民社会組織の活動

市民社会組織の活動が最も活発な分野は、ストリートチルドレン支援であり (DPT [2001a]), その活動拠点はイスタンブルに集中している。イスタンブルに本拠を置く代表的な団体として、「希望の子供協会 (Umut Çocukları Derneği)」(1996年設立)では、路上生活を送る児童を家族のもとに戻し、社会復帰させるため、職業訓練施設や、保健衛生社会扶助省のイスタンブル県支部とバクルキョイ区 (イスタンブル市) と共同で保護施設を運営している (<http://www.umutcocuklari.org.tr/tr/projeler/gerceklesen/index.htm>, Altıntaş [2003])。また、イスタンブル県庁により1999年に設立され、現職市長が代表を務める「イスタンブル子供ワクフ (İstanbul Çocukları Vakfı)」では、SHÇEK および県内の各自治体と共同で、児童問題の相談窓口の運営、路上生活を送る児童を対象とする保護と家族へのカウンセリングのほか、性労働 (売春) に従事する少女のためのシェルターやリハビリテーション・センターの運営を行っている (<http://www.istanbulcocuklari.org.tr/cocuklar.asp?id=4>)。

ストリートチルドレン以外の分野では、児童虐待問題に取り組む主な団体として、「児童虐待・ネグレクト防止協会 (Çocuk İstismarını ve İhmalini Önleme Derneği)」(1985年設立)と「児童虐待からの保護とリハビリテーション協会 (Çocuğu İstismardan Koruma ve Rehabilitasyon Derneği)」(1992年設立)がある。犯罪少年の支援活動を行う「トルコの子供たちに再び自由を (Türkiye Çocuklara Yeniden Özgürlük Vakfı)」(1992年設立)は、公的な制度が確立していない分野で市民社会組織が活躍する例である。

第2節 児童福祉の理念と子供観

ここまで概観してきた児童福祉制度は、どのような理念や子供観に支えられてきたのだろうか。以下では、制度に内在する子供観やそれにもとづく児童福祉の理念を、その背景とともに検討しよう。福祉の担い手の変化とほぼ

平行して、子供観や理念にもいくつかの転換期をみてとることができるだろう。

1. 国家の将来の担い手としての子供——1920年代～

オスマン帝国時代には、ワクフの宗教的慈善活動として、寡婦や困窮者とともに孤児の保護などが行われていた。近代化が開始される以前のオスマン社会における子供観やライフサイクルにおける子供期の位置づけは、まだほとんど明らかにされていない (Duben and Behar [1991])¹¹⁾。しかしこれらの孤児は、おそらくは、子供として、大人から区別され特別の保護を必要とする存在として、救済の対象とされたわけではなかったと思われる。トルコで、子供を大人から区別し、愛情と注意深い養育の対象とみなす、近代ヨーロッパ諸国の中産階級と共有されるような態度が最初に芽生えたのは、イスタンブルなど都市の知識層のあいだであり、オスマン帝国末期の19世紀末から20世紀初めにかけてのことだった。彼らは当時のヨーロッパの思想の影響を受け、国家の将来の担い手として子供をとらえ、子供の養育や教育に強い関心を寄せた (Duben and Behar [1991: 226-230], Hendrick [1994])。

児童保護協会の活動は、こうした知識層の新しい子供観にうらづけられたものだった。児童保護協会の活動を紹介したリバルによれば、バルカン戦争、第一次世界大戦、そして祖国解放戦争と戦乱が続いた1910年代から1920年代にかけて、協会は戦争孤児の救済にもっぱら従事した。当時、第一次世界大戦の戦禍を受けたヨーロッパの子供の窮状に対して、国際連盟の「子供の権利宣言」(ジュネーブ宣言, 1924年)が出されて子供への保護の必要性が訴えられたが、児童保護協会の活動は、子供の権利の擁護よりも国家の将来の担い手として子供をみなし、救済しようというものだった。こうした考え方は、1923年に独立を果たした後もさらに強化された。

平和が訪れ戦争孤児問題が終息したにもかかわらず、1930年代になっても大恐慌の影響を受けて、乳幼児死亡率は下がらず、子供の困窮が依然として

続くと、これは「児童問題 (çocuk meselesi)」として、エリート層のあいだで政治論議の対象となった。いまや子供の福利は、新しい国家と社会の建設の行く末につながるものとして、議論されるようになった。子供は将来の国民と捉えられ、困窮した児童の救済は国家の救済につながると考えられたのである (Libal [2003])。

近年のジェンダー研究や社会史研究は、国民国家の成立過程では、(男性)エリートが女性の地位改善を「女性問題」として議論したこと、それは女性の地位改善それ自体を目的とするのではなく、弱く劣る存在とされる女性は伝統や社会の後進性の象徴とされ、その地位の改善に社会改良や政治的近代化の理想が仮託されたことを明らかにしてきた。トルコについても、たとえばカンディヨティが、オスマン帝国解体を経てトルコが近代国家として現れる過程では、女性は、その社会的地位の向上が近代化の象徴とされて、保護や改善を必要とする存在として対象化されたと論じている (Kandiyoti [1989])。リバルは、この時期の子供の困窮をめぐる議論は、この「女性問題」の議論と同じ構図を持っていたと指摘する (Libal [2003])。

児童保護協会は、子供の福利が新しい国家の将来を保障するという考えにとづき、児童一般の福利の向上を目標に掲げた。こうした考え方は、共和国政府の初等教育制度の整備や健康優良児の表彰制度などにも共通するものであろう。ただし、第二次世界大戦後の要保護児童法は、浮浪児対策から出発し、親のいない子供と親の監督を受けず非行のおそれのある子供を対象を絞ったものだった。したがって、トルコにおける初期の児童福祉の理念は、リバルが指摘するようなナショナリズムの発露によって特徴づけられるとともに、日本を含む多くの国がそうであったように、浮浪児や非行少年に対する感化事業的な性格を併せもっていたといえるだろう。

2. 家庭的環境で育まれるべき存在としての子供——1960年代～

初期の児童福祉におけるナショナリズムの象徴としての子供という考え方

にかわって、子供を何よりも家庭的環境で愛情を注がれ注意深く養育されるべき存在として捉え、不良化防止の対象とされた子供たちもその例外とはしないという考え方が1960年代ごろから子供をめぐる政策論議において、前面に出るようになる。

1963年に開始した第1次五カ年開発計画は、社会福祉の重点項目として、都市貧困層の対策や犯罪者更正などとともに子供の非行・犯罪防止をあげており、児童福祉は統制的な色彩を帯びている（DPT [1963]）。また、1950年には、エヴラットルックとして預けられた里親に対して、元里子が労働の対価の支払いを求めた裁判で、扶養の代償に労働力を提供することは当然であるとして、元里子の要求を斥ける判決が下された（Akol [1950: 20]）。このような判決が下されたことは、当時、下層出身の子供に対しては、子供は子供であるがゆえに保護される権利を持つという考え方が未だ適用されず、ましてや家庭的な環境を必要とするという発想は少数派であったことを示唆している。

だが、その一方で、この時期にはこうした態度に批判的な議論が登場する。例えば、1949年の要保護児童法の施行にあたって、ある知識人は孤児の保護にかんする著書で、同法にもとづく子供の保護のあり方を批判し、浮浪児や非行を犯した子供もまた、一般家庭の子供と等しく愛情の対象として保護されるべきだと訴えている（Akol [1950]）。法制度上も、共和国の初期に議会の反対にあって制定に至らなかった奴隷禁止法が、1964年ようやく議会通过し、エヴラットルックなど慣習的な里子の奴隷的な利用が法的に禁じられた（Özbay [1999: 12,14]）。

里子制度の本格的な導入は、こうした子供観の変化を反映したものであったと考えられる。1957年の要保護児童法では施設保護の代替的手段に過ぎなかった里子制度は（Uluç [1997: 128]）、やがて家庭的環境での保護を可能にし、施設保護よりも優れた制度として位置づけられるようになる。1960年代半ばに策定された第2次五カ年開発計画は、児童福祉の柱のひとつとして里子制度をあげ、パイロット・プロジェクトでは里親から里子がエヴラットルック

クと混同されて家事労働者として酷使されるケースが多かったと述べて、制度導入の困難を指摘しながらも、「施設保護では児童を心理的社会的に充足されられない。里子制度ないし託児施設のデイケアで保護することが望ましい」(DPT [1967])とし、制度の積極的な運用を奨励したのであった⁴²⁾。

では、このような子供観の変化をもたらしたのは何だったのだろうか。この時期を扱う先行研究は少なく、筆者には十分な議論を展開する能力もないが、参考として学校教科書の挿絵における女性の描かれ方の変化を分析したギュムシュオール⁴³⁾の議論を紹介しておこう。ギュムシュオールによれば、1950年を境として女性の描かれ方は大きく変化した。すなわち、それまで夫と並んで新聞を読み、ハイヒールを履いたモダンな妻は、やがてエプロン姿で家事にいそしみ子供を世話する主婦ないし母のイメージで描かれ、母子の一体性が強調されるようになる。ギュムシュオールは、相次ぐ戦争による経済的混乱とその後の第二次世界大戦期の戦時統制経済が終わり、対外的な緊張がほどけて社会に安定が生まれたことが、それまでの近代国家にふさわしい女性の地位改善と社会進出を推進する気運を鈍らせ、政治家や知識人の理想の女性像を保守化させたと論じている(Gümüüşoğlu [1998])。リバルが述べるように、建国直後のトルコで子供の福利がナショナリズムに結びつけられていたとすれば、子供に対する眼差しの変化もまた、社会の安定と対外的な緊張の緩和をひとつの背景としていたと思われる。

3. 権利行使の主体としての子供——1990年代～

トルコの児童福祉の理念は、さらに1990年代後半に大きく転換する。前節で述べたように、1990年代後半以降、従来の事後処理的で施設保護中心の保護のあり方は、予防的措置や教育啓発活動、カウンセリングやリハビリテーション、一時隔離といった手段を用いた重度化・深刻化の防止に重点を置いたものへと変化しつつある。これは、それまでの供給サイド中心から、利用者の権利の尊重と自立支援(エンパワメントやノーマライゼーション)へと、

児童福祉の理念が変化したことを表している。さらに、要保護児童中心の福祉政策から、子供をめぐる問題を包括的に捉えようとする動きもみられる。たとえば、第8次五カ年計画（2001-2005年）の策定にあたっては、はじめて児童問題を専門に扱う調査委員会が設置されて、要保護児童に限らず、障害児、母子保健、犯罪少年の扱いなど、これまで縦割り行政のなかでばらばらに扱われてきた子供をめぐる問題が、包括的に取りあげられ、条約の精神との適合性が検討された（DPT [2001b]）。

こうした児童福祉の理念の変化をもたらしたのは、国連の子供の権利条約（1989年採択）の批准（1995年）に象徴される、新たな子供観の受容であった。この条約の精神は、子供にとって最善の利益は、大人が弱い子どもを守ることで達成されるというジュネーブ宣言の保護主義の立場を再確認するとともに、子供は大人並みの権利を享有するとし、権利行使の主体として子供を捉えるというものである（上野 [1996: 134-138]）。条約は法的拘束力を持ち、国内法の内容が条約にそぐわない場合は、政府はこれを改正する義務を負うことから、新しい子供観と理念にもとづく制度改正が行われた。

注意したいのは、国際世論による子供の権利の尊重と子供本位の対応という児童福祉の理念の提示と、それに対する法改正を含む政府や市民社会組織の対応は、国内世論を高めて社会問題を構築し、このことによって危機感が増幅させられ新たな対応が求められる、という変化を引き起こしているように思われる点である。その典型例は1990年代以降、トルコの児童福祉の最大の課題に浮上した感のあるストリートチルドレン問題である。

ストリートチルドレンがトルコで社会問題として注目されたのは、1992年の国際労働機構（ILO）の児童労働撲滅プロジェクト（International Programme on the Elimination of Child Labour : IPEC）の適用を契機としていた。トルコのILO関係者や労組関係者によれば、当時、トルコ国内で児童労働がとくに問題になっていたわけではなかったが、IPECの適用を契機として伝統的な徒弟制度のなかの児童労働とは異なる、より搾取的な単純労働に従事する子供の存在に注目が集まった⁴³。IPECの実施機関のひとつに指定された SHÇEK

は、最も搾取的な労働として路上で靴磨きや物売りをして働く子供に注目し、彼らをシンナー中毒など非行や路上生活者の予備軍とみなし、両者をまとめてストリートチルドレン問題として対策を講じることとなった。1990年代のトルコは、数度の深刻な経済危機に見舞われて失業が増加し、また内戦が続く東部からはイスタンブールなどの大都市へ向かう大量の人口移動が発生していた。こうした状況を背景として、大都市の路上の就業機会に子供が押し出され、非行や犯罪に巻き込まれる危険にさらされていると理解されたのである⁽¹⁴⁾。

路上で働く子供や、路上で生活する子供について、その正確な規模は把握されていない。また、ソーシャルワークの現場からも、潜在的な非行や犯罪を警戒するあまり、「ストリートチルドレン」の大半を占める働く子供たちの救済が疎かになることを危惧し、メディアの扇情的な報道に踊らされるべきではないとして、冷静な対応を求める意見も出されている (Altıntaş [2003])。しかし、シンナー中毒の子供が親を刺し殺すといった衝撃的な新聞報道を並べて、「ストリートチルドレン」問題の実態調査と対応を国会に求める要請書を超党派の国会議員が連名で出したこと (http://www.shcek.gov.tr/portal/dosyalar/hizmetler/cocuk/sokak_cocuk/komisyon_raporu/rapor1.htm) などに示されるように、路上の子供たちを経済危機による家庭不和が生み出す子供の非行や犯罪という構図で捉える傾向はむしろ強まっているように思われる。詳しい実態調査がなされないまま子供をめぐる欧米の議論に触発されて議論が先行したという点では、児童虐待問題もストリートチルドレン問題と似ている (Polat [1999: 517])。

むすびにかえて

本稿では、児童福祉制度の発展と、それを支えた児童福祉の理念と子供観の変化の展開を概観してきた。その要旨を整理するなら以下のようなことになる。

トルコの児童福祉は、オスマン帝国末期から共和国初期にかけての政治的・経済的混乱期に、国家エリートと人的にも重なる民間人が設立した児童保護協会によってそれまでの宗教的慈善とは異なる近代的な児童福祉の基礎がつけられた。第二次世界大戦後、福祉国家体制が整えられるなかで、児童福祉についても行政を供給主体として公的な児童福祉制度の整備が進んだ。だが、1990年代以降、ネオリベラル体制下の規制緩和と民営化、またEU加盟をにらんで民主化が進められると、市民社会組織の重要性が増しつつある。

担い手の変化とはほぼ平行して、子供観と児童福祉の理念にもいくつかの転換期が確認された。伝統的な宗教的慈善においては、子供は大人からことさらに区別される存在ではなかった。しかしやがてオスマン帝国末期に西欧化の影響で近代的な子供の概念が生じると、子供は子供であることを理由として救済の対象とされるようになる。児童保護協会は、ナショナリスティックな観点からそのような子供を将来の国家の担い手として捉え、全児童の福利の向上を目指した。だがやがて平和が訪れ対外的な緊張が低下すると、政府は児童保護を要保護児童の不良化防止に限定しつつ、そのような子供たちにも中上流階層の子供たちと同じ「子供時代」を与え、家庭的環境で保護する必要性を認めた。これは里子慣習の規制と近代的な里子制度の本格的な導入につながった。さらに、国連の子供の権利条約の精神が導入されると、子供は保護される権利を享受するだけでなく、大人並みの権利を行使する主体として捉えられ、より子供本位の保護が目指されるようになっていく。

トルコの児童福祉の特徴をあげるなら、1930年代の児童保護協会の活動をのぞけば、すべての子供の福利という考え方は示されず、要保護児童に対象が絞られてきたことが第一にあげられる。例えば公立の託児施設は全国にわずか8カ所に過ぎず(表1)、児童手当も制度化されてこなかった。また障害児や犯罪少年のための専用施設の整備も進んでいない。ただし、子供の権利条約の批准を契機として、前述した第八次五カ年開発計画策定のための児童問題特別委員会のように、子供をめぐる問題を包括的に捉えようという姿勢が打ち出されており、今後の展開に注目する必要がある。

もうひとつの特徴として、要保護児童の問題は、基本的には貧困問題として、低所得層に固有の問題として捉えられてきたことがあげられる。現在のトルコの児童福祉の最大の課題といえるストリートチルドレン問題もまた、非行や犯罪に焦点があてられながらも、その原因は経済危機後の都市下層の貧困化や、貧困・失業を背景とする家庭不和に求められてきた。現在、多くの先進国では、児童福祉の最大の課題のひとつとされる児童虐待が、家族の病理や機能不全として説明されて、社会階層を必ずしも問わず問題化されているのと、これは対照的であろう。

本稿では児童福祉の制度形成の理念的要因に注目してきたが、最後にこれによって見落とされる問題に触れておきたい。ひとつは、経済的要因の重要性である。とりわけ1990年代以降のSHÇEKの制度改変は、ネオリベラル主義的な経済政策に応えるものでもあった。例えばグループホームは施設の新規建設と比較してコストを4分の1に抑えられることが魅力であり⁽⁴⁵⁾、また家族支援制度も、後述するように施設入所者の大半が孤児ではなく、家族の経済的な事情で預けられているため、家族の経済的な自立をはかり子供の養育を可能にすることで施設保護よりコストが抑えられるという計算にもとづいていた(DPT [2001a])。

もうひとつの、そしてより重要と思われる問題は、制度は必ずしも行政的介入に対する一般の人々の期待や需要を反映しないことである。例えば、本文中でも述べたように、里子制度の導入が困難であった理由のひとつは、他人の子供を労働と引き替えに扶養するという慣行の存続だった。また、常に指摘されてきた問題として、1949年の要保護児童法以降、トルコの公的な児童福祉制度は、親と離死別した児童を保護の主たる対象に定めてきたにもかかわらず、実際には両親が健在で経済的な理由で預かる子が施設で保護する子の多くを占めてきたことがある⁽⁴⁶⁾。長く児童福祉に関わったあるソーシャルワーカーによれば、これは、孤児は親族に引き取られるのに対して、深刻な経済的問題を抱え、そのため親族との相互扶助関係から排除された家族の子が、親に施設に連れてこられるケースが多いことによる。ソーシャルワー

カーが、家族とともに生活することが子供にとって最良の選択だと考え、施設保護よりも家族支援制度の利用を勧めるのに対して、親は施設を子の衣食住に学費、さらには就職まで保証された全寮制の学校のような感覚で捉えており、子供を手放すことや行政の保護を受けることへの抵抗がないのだという¹⁷⁾。

子供の保護をめぐる、児童福祉当局とそれ以外の人々の間に横たわるこうした感覚の違いは、トルコの児童福祉が、子供が直面する現実との真摯な取り組みであるとともに、ナショナリズムの確立であれ、近代家族的な家族を基礎とする社会の建設であれ、あるいはEU加盟を達成するための人権問題への対応であれ、近代化という理想の追求が仮託される場ともなってきたことを、あるいは示唆しているのかもしれない。

〔注〕 _____

- (1) 社会福祉を統轄する社会サービス児童保護機構局 (SHÇEK) の予算は、例えば1984～1995年の10年間に国家予算のわずか0.14～0.37%の水準で推移した (Karataş [1995: 5])。
- (2) 例えば日本の児童虐待の社会学的研究として上野 [1996] や上野・野村 [2003] がある。Ferguson [2004] は、近年のイギリスにおける児童虐待への注目の高まりを、A・ギデンズの再帰的近代化の概念を援用して説明している。
- (3) オズベキによれば、臣民の保護者として人心掌握をはかるスルタンと、近代化改革が生み出した新たな政治エリートたちの覇権争いこそが、帝国末期の近代的な救済制度の導入の背景であったという。スルタンは救貧院などの設立を通じて政治的正統性を主張し、一方、スルタンに対抗する政治エリートたちは、民間の「赤い三日月」の活動を通じて市民社会的な言説空間を拡大させようとした (Özbek [1999])。
- (4) 1959年に保健衛生社会扶助省のもとに社会サービス学院 (Sosyal Hizmetler Enstitüsü) が、また1961年にはアメリカの援助で首都アンカラの国立ハジェッテペ大学に全国初の社会福祉学科が開設された。
- (5) SHÇEK のウェブサイトには、同機構の沿革について述べた部分で、児童保護協会の閉鎖の経緯について次のようなエピソードが紹介されている。これによれば、後の1980年クーデタの首謀者の一人であり、後に大統領となるエヴレン将軍は、NATO のアメリカ人軍人の妻で、アンカラの児童養

護施設でボランティアとして働く女性から、施設の質が劣悪を極めていることを知らせる手紙を受け取った。やがてクーデタに成功し非常事態宣言を布いたエヴレン大統領は、このことを忘れずにいたが、折しもクーデタ後の混乱に乗じた施設の女児に対する暴行の横行が新聞各紙で報道された。大統領はさっそく児童養護施設を視察し、児童保護協会がいまや機能不全に陥っており、国家が直接児童保護に乗り出すべきだと確信した。そして児童保護協会を閉鎖し、かわって SHÇEK の設置を命じたのであるという (<http://www.shcek.gov.tr/portal/dosyalar/shcek/tarihce/t25.asp>)。

- (6) 正式名称は「貧困との戦いと社会的相互扶助と連帯のための基金 (Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu)」。制度導入時にはまだ貧困問題が社会問題化されておらず、導入は選挙対策だったという指摘もある (Şenses [1999])。
- (7) 1995年現在、社団が5万、ワクフが2700、公的職業団体、労働組合、経営者組合、協同組合が合わせて1200ほど存在するといわれているが、このうちの3分の2が1980年以降、とくに1990年代に設立された (間 [1998])。社団・ワクフの法的規定については間 [1998] [2004] を参照。
- (8) 被災者支援を目的として設立された組織は、国外の援助団体から資金援助を受けて活動し、そのため国外からの資金援助が打ち切られると、その多くが活動休止や閉鎖に追い込まれた。とはいえ、被災者一般から被災地のストリートチルドレンや障害者などに対象を絞り事業を特化することによって、国外の援助団体からプロジェクトベースで資金援助を取り付け、また行政とも協力関係を結ぶことによって、資金援助の一時的な受け皿としての性格を脱して、継続的な活動を実現することに成功している例もある。例えば、イズミットに本部を置く社会文化生活支援協会 (Sosyal ve Kültür Yaşamını Destekleme Derneği) は、オランダの市民社会組織、イズミット市 (コジャエリ県)、コジャエリ県、およびコジャエリ弁護士会と提携し、2003年から2年間の予定でストリートチルドレンの予備軍にあたる貧困地区の子供を対象とする教育プロジェクトを実施している。同協会は、マルマラ地震後、被災者支援を目的としてイズミット市 (被災地のひとつ) で結成され、被災住宅の法律問題の相談などを行っていたが、その後組織の分裂・再編を経て、活動内容を社会的弱者支援一般とし、また活動地域も被災地以外に拡大させた (2004年9月22日に同協会本部にて、代表の Gonca Gümüş 氏に対して筆者が行ったインタビューによる)。
- (9) 2004年10月6日にアンカラの SHÇEK 本部で筆者が行ったインタビューによる。
- (10) センターの支援実績の一例として、1998～1999年の支援対象児童3414人のうち、317人が家族支援制度の適用、419人が家族のカウンセリングによって、

それぞれ家族のもとに戻り、213人が就学、522人が復学した。7人が児童養護施設、シンナー中毒の18人が医療機関に送られたほか、161人が路上での雑業から抜けだし、より安全な労働環境での就労に成功した（DPT [2001b: 46-47]）。

- (11) 中世イスラム社会における「子供」の位置づけを論じたものに、Gil'adi [1992] などがある。
- (12) 戦間期の日本では、感化院など保護施設で家庭的な環境の確保が目指された。鈴木 [1997] によれば、そのような児童保護は、教育や司法、医療などととも、当時新中間層のあいだで芽生え規範化された近代家族的な家族観を下層社会に普及させるルートとして機能したという。資料の制約上ここでは検討できないが、トルコの里子制度の奨励についても、同様の解釈が当てはまるかもしれない。
- (13) 2000年1月24日にILO アンカラ事務局の Gülay Aslantepeler 氏、および1月26日にトルコ労働総同盟（Türk-İş）児童労働局の Özcan Karabulut 氏に筆者が行ったインタビューによる。
- (14) 2000年2月2日にアンカラの SHÇEK 本部で筆者が行ったインタビューによる。
- (15) 2004年10月6日にアンカラの SHÇEK 本部で筆者が行ったインタビューによる。
- (16) 例えば、1995～1999年に施設に入所した児童1万4498人のうち、両親と離死別した児童は遺棄が5.5%、孤児が7.2%で、約半数（49.5%）が両親もしくは片親が健在だが経済的理由で施設に預けられた児童であった（DPT [2001b: 44-45]）。1960年代末に行われたサンプル調査の結果も同様の傾向にある（Gökçe [1971]）。
- (17) 2004年10月7日にアンカラの SHÇEK 本部で Turgay Çavuşoğlu 氏に対して筆者が行ったインタビューによる。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 上野加代子 [1996] 『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 上野加代子・野村知二 [2003] 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社。
- 小玉亮子 [1996] 『「子どもの視点」による社会学は可能か』（『こどもと教育の社会学』（岩波講座 現代社会学12, 岩波書店）。

- 鈴木智道 [1997] 「戦間期日本における家族秩序の問題化と『家庭』の論理——下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して——」(『教育社会学研究』第60集)。
- 高橋重宏ほか [2002] 『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』有斐閣。
- 野口裕二 [1995] 「構成主義アプローチ——ポストモダン・ソーシャルワークの可能性」(『ソーシャルワーク』第21巻第3号)。
- 間寧 [1998] 「トルコ——組織化の第四の波？」(岩崎育夫編『アジアと市民社会——国家と社会の政治力学』アジア経済研究所)。
- [2004] 「トルコ——『上からの民主化』の特徴」(岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究 I——民主化の多様な姿』日本経済評論社)。
- 村上薫 [2002] 「計画経済期トルコにおける女性の労働力化と社会政策」(村上薫編『後発工業国における女性労働と社会政策』日本貿易振興会アジア経済研究所)。

〈外国語文献〉

- Akol, Osman [1950] *Kimsesiz Çocuklar* (孤児たち), Ankara: Örnek Matbaası.
- Akyüz, Emine [1991] “Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu” (社会サービス児童保護機構), *Türk Aile Ansiklopedisi* 3, Ankara: Başbakanlık Aile Araştırma Kurumu.
- Alper, Yusuf [1991] “Korunmaya Muhtaç Kimsesiz ve Sakat Çocuklarla Yaşlıların Sosyal Güvenliği: Sosyal Refah Hizmetleri” (保護を必要とする孤児, 障害児, および高齢者の社会保障: 社会福祉サービス), *Türk Aile Ansiklopedisi* 3, Ankara: Başbakanlık Aile Araştırma Kurumu.
- Altıntaş, Betül [2003] *Mendile Şimite, Boyaya, Çöpe...: Ankara Sokaklarında Çalışan Çocuklar* (紙ナプキン, ごまパン, 靴磨き, ゴミ漁り: アンカラの路上で働く子供たち), Ankara: İletişim Yayınları.
- DPT (Başbakanlık Devlet Planlama Teşkilatı) [1963] *Kalkınma Planı: Birinci Beş Yıl (1963-1967)* (第1次五カ年開発計画: 1963-1967年), Ankara: DPT.
- [1967] *Kalkınma Planı: İkinci Beş Yıl (1968-1972)* (第2次五カ年開発計画: 1968-1972年), Ankara: DPT.
- [2000] *Sekizinci Beş Yıllık Kalkınma Planı: (2001-2005)* (第8次五カ年開発計画: 2001-2005年), Ankara: DPT.
- [2001a] *Sekizinci Beş Yıllık Kalkınma Planı Sosyal Hizmetler ve Yardımlar Özel İhtisas Komisyonu Raporu* (第8次五カ年開発計画 社会サービスおよび社会扶助問題特別委員会報告), Ankara: DPT.
- [2001b] *Sekizinci Beş Yıllık Kalkınma Planı Çocuk Özel İhtisas Komisyonu Raporu* (第8次五カ年開発計画 児童問題特別委員会報告), Ankara: DPT.

- Duben, Alan and Cem Behar [1991] *Istanbul Households: Marriage, Family and Fertility, 1880–1940*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ferguson, Harry [2004] *Protecting Children in Time: Child Abuse, Child Protection and the Consequences of Modernity*, New York: Palgrave Macmillan.
- Gil'adi, Avner [1992] *Children of Islam: Concepts of Childhood in Medieval Muslim Society*, New York: St. Martin's Press.
- Gökçe, Birsen [1971] *Memleketimizde Cumhuriyet Devrinde Kimsesiz Çocuklar Sorunu ile ilgili Tutumun Sosyolojik Mukayeseli Tahlil ve İzahı* (我が国における孤児問題の扱いに関する社会学的比較分析と解説), Ankara: Sağlık Sosyal Yardım Bakanlığı, 1971.
- Gümüşoğlu, Firdevs [1998] “Cumhuriyet Döneminin Ders Kitaplarında Cinsiyet Rollerini: 1928–1998” (共和国期の学校教科書における性役割: 1928–1998年), Ayşe Berktaş Hacımırzaoğlu, der., *75 Yılda Kadınlar ve Erkekler*, İstanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.
- Hacettepe University Institute of Population Studies [2004] *Turkey Demographic and Health Survey 2003*, Ankara: Hacettepe University.
- Hendrick, Harry [1994] *Child Welfare: England 1872–1989*, London: Routledge.
- Kandiyoti, Deniz [1989] “Women and the Turkish State: Political Actors or Symbolic Pawns?” in Nira Yuval-Davis and Floya Anthias eds., *Women-Nation-State*, London: Macmillan.
- Kurtay, Derya, Selim Özkök, Yasemin Arslan Barlık, Meltem Yatağan, Aynur Kurtay, Esin Akman and Ahmet Varlık [2004] “Çocuk İhmal ve İstismarına Multidisipliner Yaklaşım ve Çocuk ve Gençlik Merkezi” (ネグレクトと児童虐待に対するマルチディシプリナリー・アプローチと青少年センター) (<http://www.shcek.gov.tr/portal/dosyalar/projeler/ProjeAydin/ProjeAydin.asp>, 2005年1月19日閲覧)
- Libal, Kathryn [2000] “The Children's Protection Society: Nationalizing Child Welfare in Early Republican Turkey,” *New Perspectives on Turkey*, Fall 2000, 23.
- [2003] “The Child Question’: The Politics of Child Welfare in Early Republican Turkey” in Michael Bonner et al. eds., *Poverty and Charity in Middle Eastern Contexts*, Albany: State University of New York Press.
- Özbay, Ferhunde [1999] *Turkish Female Child Labor in Domestic Work: Past and Present*, İstanbul: Boğaziçi University Printing Office.
- Özbek, Nadir [1999] “The Politics of Poor Relief in the Late Ottoman Empire: 1876–1914,” *New Perspectives on Turkey*, Fall 1999, 21.
- Polat, Oğuz [1999] “Tıbbi Açından Çocuk Hakları ve Çocuk İstismarı” (医学的観点からみた子供の権利と児童虐待), Bekir Onur (yayına hazırlayan), *Cumhuriyet ve*

Çocuk: 2. Ulusal Çocuk Kültürü Kongresi Bildirileri, Ankara: Ankara Üniversitesi Basımevi.

Sarıkaya, Makbule ve Turgay Çavuşoğlu [n.d.] “İstanbul Serseri ve Satıcı Çocuklar Projesi” (イスタンブールの浮浪児と物売りの子供たちのためのプロジェクト), (<http://www.sosyalhizmetuzmani.org/sersericocuklar.doc>) (2005年7月11日 閲覧)

SHÇEK (Başbakanlık Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu Genel Müdürlüğü) [2004] *Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu Genel Müdürlüğü* (社会サービス児童保護機構局), Ankara: SHÇEK.

Şenses, Fikret [1999] “Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu” (貧困との戦いと社会的相互扶助と連帯のための基金), *ODTÜ Gelişme Dergisi*, 26 (3-4).

Uluç, Fatma Özdemir [1997] *Psiko Sosyal ve Hukuksal Açından Koruyucu Aile Bakımı* (心理的社会的および法的観点からみた里子制度), Ankara: Atilla Kitabevi.

White, Linda [2002] “Ideas and the Welfare State: Explaining Child Care Policy Development in Canada and the United States,” *Comparative Political Studies*, Vol.35, No.6.

〈インターネット〉

<http://www.shcek.gov.tr/portal/dosyalar/shcek/tarihce/t25.asp> (2005年1月19日 閲覧)

http://www.shcek.gov.tr/portal/dosyalar/hizmetler/cocuk/sokak_cocuk/komisyon_raporu/rapor1.htm (2005年7月25日 閲覧)

<http://www.umutcocuklari.org.tr/projeler/gerceklesen/index.htm> (2005年8月11日 閲覧)

<http://www.istanbulcocuklari.org.tr/cocuklar.asp?id=4> (2005年8月11日 閲覧)